

○山井委員 三十分間、コロナの感染拡大、Go Toキャンペーン、そして休業支援金について質問をさせていただきます。

まず最初に、先ほど発表になりました東京都の一日の感染者の数は、四百九十三人と過去最多となりました。八月一日の四百七十二人を上回って過去最多となりました。

まず、田村厚生労働大臣、北海道、大阪、愛知、さまざまところで感染が拡大しているんですけども、このように四百九十三人と東京で過去最多となっている、このことの受けとめをお聞かせください。

○田村国務大臣 きょう法案審議の中でも申し上げてきたわけなんですけれども、七月の終わり、最終週から八月の一週目がピークでありました。その後、一進一退が続いていたんですが、十月に入って感染拡大の傾向が見られ、そして十一月に入ってその感染の伸びは更に増加してきている。この二週間、きょうの数字は、全国で、私もまだ存じ上げておりませんが、一週間の移動平均が二倍以上になっております。ということは、緊張感を持ってこれは我々も対応していかなきゃならない、こういう認識でございます。

こういうふうな状況も踏まえて、近々また厚生労働省の中においてもアドバイザリーボードを開催をいただくというふうに思いますけれども、その中でもしっかりと専門家の方々の御意見をいただきたいというふうに思っております。

○山井委員 今後アドバイザリーボードの方々の検討も行うということですが、ということは、Go Toキャンペーン、東京、これも見直しも含めて検討するということがよろしいですか。

○田村国務大臣 アドバイザリーボードでは、予断なく、いろいろな御議論をいただけるというふうに思っております。

○山井委員 ということは、これだけ急速に拡大しているということですから、その予断なくの中に、Go Toトラベルの東京除外、Go Toキャンペーンの見直し、そういうものも含まれると理解していいですか。

○田村国務大臣 いろいろな議論をいただけるというふうに思っております。

○山井委員 私も、Go Toキャンペーン、Go Toトラベル、Go Toイートは経済の下支えのために極めて有効だと思っております。これは本当に大切な政策であり、これによって生活や命を救われている飲食店の方、観光地の方々がたくさんおられると思うんですね。そういう意味では、Go Toキャンペーンも国民の暮らしと命を守っている。

でも、一方では、人の移動というものによって、医療の逼迫、感染拡大を全国に拡大するというリスクも、不安としてはあるわけですね。これをどう両立をさせていくのか。

私が一番不安に思いますのは、手おくれになるんじゃないかということです。実際、レベル3、ステージ3ということを考えても、東京は、昨日の時点で、陽性率、ステージ3が一〇%のところはまだ五・五%だというふうな、この陽性率以外はもうステージ3に達しておりますし、大阪も、陽性率一〇%のところを八・九%、これ以外はステージ3に達しておるわけです。

そういう意味で、きょうGo Toトラベルの担当者にもお越しをいただいておりますけれども、東京のみならず、北海道、大阪、全国でステージ3に近づいてきておりますけれども、結局、ステージ3という段階に国の指標でなれば、東京や北海道、大阪をGo Toトラベルから除外する検討をするという理解でよろしいですか。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

政府の分科会からの提言におきましては、ある都道府県がステージ3相当と判断された場合には、Go Toトラベル事業に係る感染リスクを総合的に考慮して、当該都道府県を除外することも検討していただきたい、それから、いずれのステージにあるかについては各都道府県が判断する必要があり、それを踏まえて政府が当該都道府県と調整する必要があるとの提言をいただいているところでございます。

また、分科会で示されている考慮要素といたしましては、具体的なステージの判断につきましては、機械的に判断するのではなく、各都道府県が地域の実情に応じて総合的に判断されるものであると承知をしております。

いずれにいたしましても、ある都道府県がステージ3と判断された場合には、政府全体の方針に基づき、本提

言に沿いまして、各都道府県ともしっかりと連携、調整を行いながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○山井委員 今おっしゃいましたように、厳密に全ての七つの指標がステージ3でなくても、おおむねということで、それを参考にしながら検討するということを今もおっしゃいました。

となると、必ずしも全ての指標がステージ3を超えなくても、大幅にステージ3を超えている指標もあるわけですから、そろそろ、このGoToトラベルをどうするのか、早いうちに検討を始めないと、田村大臣、北海道とか東京、大阪の医療の逼迫度合い、大丈夫ですか、このままいって。

○田村国務大臣 それぞれ、今、病院の占有率等々、日々我々もチェックをしながら、場合によっては、北海道のように支援を、それは人的支援も含めてやらせていただいておりますという状況であります。

もちろん、医療が逼迫してまいりますと大変でございますので、それぞれの自治体でまたいろいろな対応をお考えいただかなきゃならぬと思いますが、感染症をどうやって抑え込むかというのは、みんながみんな家から出なくなれば一番いいわけですよ。ところが、それだと人間生活が成り立たない。

つまり、日常生活をある程度どこまで動かしながら感染を予防していくかということがこれは重要であるわけでありまして、そういう意味からいたしますと、どういう手法があるのかというのは、政府の方でも先般からいろいろと検討する中において、対策本部の中で、この間総理からも発表されたような、午前中申し上げましたからここではもう言いませんけれども、いろいろな対応をもう既に始めてきておることによってございます。

GoToキャンペーンに関しては、今ほど来、役所の方から御説明ありましたが、これはこれで、また、関連する都道府県のいろいろなお考えもあるであります。そういうところとも協議をしながら、分科会のいろいろな御提言もいただきつつ、どうあるべきかということは検討してまいっておるわけでありまして。

○山井委員 繰り返し言いますが、私も、基本的にはGoToトラベル、GoToキャンペーン、GoToイートは必要だと思っております、経済のために。ただ、感染拡大地域、感染拡大期においては一時ブレーキをかけるという判断も必要ではないかと思うんです。

といいますのが、きょう四百九十三人ですから、時間の問題で、五百人突破します。報道によりますと、あす東京は感染警戒度最高レベルのレベル4に上げるといことなんですよ。感染警戒度最高レベル4のところからGoToトラベルでどうぞ全国に旅行に行ってくださいと、感染拡大地域から全国への旅行を推進するという政策が本当に正しいのか。感染拡大することになりはしないのかという危惧を持つわけです。

その点について、あした感染警戒度レベル4に東京を上げる、そういう地域を、GoToトラベルでこれからも、その地域から全国に旅行に行ってもらう、あるいは全国からそういう感染拡大地域、東京に観光に来てもらうということを推奨する、これは、厚生労働大臣の立場として、田村大臣、これはやはり見直すべきじゃないですか。

○田村国務大臣 先ほど来、国土交通省でしたか、おっしゃっておられましたが、要は、国の示しておりますステージ3というあれですね、一つの警戒の種類でありますけれども、ここに関して基本的には御判断いただくのは都道府県になると思います、総合的に勘案した上で。3になった場合に、分科会の方から、そこを除外をすることを考えてはどうかという御提言をいただいておりますので、それを踏まえて本部の方で判断をする話になってくるとは思います。

基本的に、今、GoToトラベルも、症状のある方、初期症状のある方等々体調の悪い方、こういう方は御参加していただかないように、GoToトラベルには参加をいただかないようにというお願いをいたしております、基本的にそういうことをちゃんとお守りをいただかないと感染が拡大するということでありまして、それをお守りをいただく中において、これを言うと、カウントできていないものも入っているのではないかということをおっしゃられますけれども、基本的には、三千万人強参加いただいている中において、わかっておるのが百四十人強であったということではありますが、もちろん、それ以外の中にももしかしたら入っておられるかもわかりませんし、一方で、その中には多分、感染をされていた方が入っている、逆に言うと。トラベルで感染したというわけじゃなくて、感染してトラベルに参加したという方も入っておられると思うわけでありましてけれども。

そういう意味からいたしますと、そういうものもしっかりと踏まえながら、厚生労働省としては、労働ですか

ら、雇用も守らなきゃなりませんし、一方で国民の皆さんの健康もしっかり守らなきゃなりませんので、感染防止にも最大限努力をしてみたいというふうに考えております。

○山井委員 これは、都道府県知事が判断したら判断したらと、私には責任転嫁のように聞こえるんです。やはり、G o T oキャンペーンは国の政策ですから。確かにこれは知事さんからしたら、地域経済のことや雇用のことを考えたら、なかなか知事さんの方からG o T o除外してくださいと言えないかもしれませんよ、はっきり言って。ここはもう言えないかもしれない、それは。そこを国が、G o T o除外するけれども、しっかりと経済的な支援をセットでやりますよ、休業補償しますよと。それが国のやることじゃないかと私は思うんです。このままいくと手おくれになって、私たちも経済は大事だと思っています、でも、感染爆発したら結果的には経済もだめになってしまうんですよ。

そこで、これはお聞きしたいんですが、私、びっくりしたのが、時短協力金ですね。一日二万円、月最大六十万円、これは何ですか。多くの飲食店の方や事業主の方は、一日二万円じゃ全く足りません、これで本当に飲食店や商店を守る気、救う気あるんですかと、もうあきれておられますよ。

一日二万円、少な過ぎると思いませんか。もっと大幅に引き上げるべきだと思います。いかがですか。

○長谷川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘の休業要請推進枠を活用した協力金に対する支援でございますけれども、一昨日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、感染が拡大した場合の対策の一つとして、めり張りのきいた特措法等による予防的措置が位置づけられまして、営業時間短縮、これは休業要請も含みますけれども、等につきまして、エリア、業種を限定して、効果的に実施することとしたわけでございます。

これを踏まえまして、第二次補正予算で計上いたしました新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、この二兆円のうち、今後の感染拡大に備えまして五百億留保しておりましたので、それを活用いたしまして、新たに協力要請推進枠を創設したところでございます。

具体的には、今後更に制度の詳細は早急に詰めてまいりたいと思っておりますが、都道府県が特措法担当大臣との協議を経た上で、効果的に営業時間短縮等要請を行い、対象事業者に協力金の支出等を行う場合に支援をするということでございます。(山井委員「もういいです、ちょっと長いので、いいです」と呼ぶ)

今の単価の話、追加配分額の算定に用いる協力金の上限額について、最大で六十万円というふうにしておりますが、これについては、最大二万円の一日当たりの協力金額、最大三十日の要請日数をもとに算定を行うこととしており、これを踏まえて設定しているものでございます。

この一日当たり……(発言する者あり)

○とかしき委員長 もう一回質疑をお願いします。

○山井委員 私の時間は三十分なんですから、一回戻ってください。

それで、もう戻ってもらって結構です。とにかく二万円では、ちょっと戻ってください。(発言する者あり)

○とかしき委員長 もう一回足りないところを、もう一度質問をお願いします。

○山井委員 いや、もういいです、時間に限りがあるので。

もう話にならない。飲食店の方や商店の方、怒っていますよ、二万円で、全くこれでは足しにならないといつて。

いかに今の政府がやる気がないのか。これは、別に与野党でけんかするつもりはないんですよ。幾ら何でも、時短協力金一日二万じゃ、全く話にならない。おまけに、これ、五百億円でしょう。これは第二次補正ってわかっていますけれども、予備費には七兆円あるわけですよ。七兆円あるのに、第二次補正で五百億円。

何でこんな少ないんですか。七兆円あるんだったらもっと大幅にふやすべきじゃないですか。いかがですか。

○長谷川政府参考人 エリア、業種を絞って対応することを考えてございますので、直ちに五百億円、この五百億円というのは、先ほど御答弁申し上げましたけれども、二次補正の二兆円のうちの五百億円を留保していたものでございますけれども、直ちに不足するものというふうには考えてございません。当面は五百億円で、まずしっかり運用させていただきたいと思っております。

○山井委員 現状認識が余りにも甘過ぎる。これはもう年の瀬を越せないといって、商店の方、飲食店の方も生

きるか死ぬかの瀬戸際なんです。そこに、一日休業や時短をして二万円、全く話になりません、これは。大幅にふやすべきだし、そのための予備費七兆円なんですから、それを使うべきだと申し上げたいと思います。

それでは、そのことにも関連して、休業支援金のことをお聞きしたいと思います。

それでは、役所の方はお帰りください。

それで、休業支援金、まず一点目。先日、重要なQアンドAについてお答えいただきました。

観光庁と内閣府はお帰りください。

それで、きょうお配りしております配付資料、QアンドA、出ました。ここで、まだ四百三億円、五千四百億円の中で八%、四百億円しか休業支援金の給付がなされておられません。これについてはちょっと丁寧に議論したいんですが、厚生労働省、長良課長も頑張っていたでいて、前向きに、要件緩和、対象拡大をしていただきました。ただ、まだもうちょっと確認すべきことがありますので、お聞きしたいと思うんですけども。

二条件ですね、半年以上の勤務、そして原則として月四回以上の勤務であれば、コロナが理由で雇用が継続しなかったのであれば八割の休業支援金が出ると多くの方が喜んでおられますが、これは事業主に確認するとき、コロナがなければ同じ勤務が続いていたかとの意向確認に対して、実際ある話なんですけれども、事業主がわからないとか経営判断だとか曖昧な回答をした場合でも、明確な、コロナじゃないという理由でないのであれば、これはコロナがなければ同じ勤務が続いていたかということの条件を満たすということになるという理解でよろしいですね。それでいいでしたら、そのことをQアンドAに追加していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○田村国務大臣 病気でありますとか自己都合じゃない場合、こういう場合に関しては、店舗自体が従前から閉店を予定しているような明確な理由があれば別ですけれども、そうでなければこれは対象になるということでございますので、QアンドAの方には、これに対してわかりやすく周知してまいりたいと思います。

○山井委員 そのあたり、いい答弁をしてくださったんですけども、一般の人には伝わりませんので、ぜひQアンドAに加えていただきたいと思います。

それとともに、私も毎晩十人、二十人の方の相談に乗っているんですけども、皆さんおっしゃっているのは、結局、非正規の方、アルバイト、日々雇用、登録型派遣の方というのは、事業主が遠い存在で、一々申請の相談とかできないし、申請しただけで、何やっているんだといって解雇された方もおられるんですよ。ついては、もう怖いから、下手に申請とか相談してシフトを切られたり解雇されたら元も子もないから、もう労働局に直接申請したいという方が多いんです。

ついては、事業主が申請書の休業させましたかの問いに、いいえとサインしたり、あるいは、はいともいいえともサインしない場合であっても、労働者本人の病気や入学、学業専念などの自己都合以外の理由で勤務が継続しなかったのであれば、コロナの影響だとして、労働局はコロナがなければ勤務は継続していたと判断するという理解でよいですか。

○田村国務大臣 支給要件確認書で確認することとなりますけれども、今委員言われたみたいに、いいえだとか書かないというようなものであったとしても、これは申請を受け付けますので、受け付ければ、労働局の方からしっかり事業者の方に確認します。

確認をした上で、仮に曖昧な返事であったとしても一つずつ確認して、その上で対象であるというふうに判断すれば、これは支給決定の方に向かっていく話であります。

○山井委員 そうなんです。これは残念ながら、事業主の方は頑として休業はさせていないと。何でかという、休業させましたかにサインすると、休業手当を払えと後で言われるんじゃないかということで、頑としてサインしない方が多いんですね。でも、もうそういうところに、いいえとサインされた方でも対象になり得るという答弁でありました。これもQアンドAに加えていただければと思います。

それに関連して、実は、きのうのこのQアンドAを、出るのを待って申請しますという方がたくさんおられて、今申請しようとしてされているんですけども、残念ながら、平均すると一カ月とか二カ月かかるケースも今あるんです。

ついては、今から申請されても、具体例を言います。私の知り合いのホテルの配膳の方々なども二人が今回申

請しようとしていてるんですけども、その二人がうまくいったら同僚の二十人が申請すると。それはそうですね、同じ働き方をしているんだから。ところが、それが十二月中旬に、今から申請して結果が出て、それから申請しようとしたって、四月分の締切りが十二月末になっているんですよ。

これはやはり五十万とか八十万というケースもありますから締切りになったでは済まないで、ぜひとも、四月分の申請締切りを十二月末じゃなくて三月末にすべきではないか。それも十二月末にぎりぎりに決められたって、書類とか取り寄せるのに、事業主から二週間、三週間かからないと取り寄せられないケースもありますので、早急に三月末への延長ということをお断りいただきたいと思いますが、いかがですか。

○田村国務大臣 九月の二十五日に、それまで、休業してから、その月末から三カ月としていたのを、本年の四月から九月までの休業については十二月までという形にしました。さらに、九月から十二月までの休業については来年三月までといたしました。そういう意味では、延長させていただきました。

それで、お二方が申請して、それがもらえたらみんな申請じゃなくて、今みんな申請していただきたいんです。だから周知徹底をさせていただいているので、もし、お二方が申請すると知っておられるわけですから、周りの方は。一緒に申請していただきたい。というのは、なるべく早くやはり手元に本来いただけるものをもらっていただく、これは権利でございますので、その方が私どもも必要かと思っておりますので、ぜひともそういうアドバイスをさせていただきたいと思っております。

○山井委員 田村大臣、申しわけないけれども、私も何十人も相談に乗りました。これは、申請した、あるいは相談ただけで、シフトを切られた、解雇になった、雇いどめになったという方がたくさんおられるんですよ。そういう情報はもう広がっていますから、今、田村大臣がおっしゃったように、同僚が申請しているから私も申請しようとはならない、怖くて。何でかという、それがアウトだったら、やはりシフトを外されるケースが実際続出しているんですよ。

これは、田村大臣、申しわけないけれども、それが現実なんです。そこがこの問題の難しさなんです。ですから、ぜひ延長していただきたいと思っております。

それに関連して、先日、国交省や長良課長や厚労省も頑張ってください、バス会社に周知をしてくださったおかげで、あるバス会社が日々雇用のバスガイドさん宛てに、あなたたち休業支援金の対象になり得ますよ、申請したい人は申請してくださいとすばらしい通知を出してくださって、もう皆さん涙を流して喜んでいました。一人一人のバスガイドさんが四月から今までで八十万ぐらいもらえたというんです、これは。もう涙を流しておられました、本当に。額もでかいから。やはり、みんなはびびって申請できないけれども、バス会社から言われたら喜んで申請できる。

ついでに、同様に、ホテルの配膳スタッフが日々雇用で、一番この休業支援金の可能性が高いんですけども、ぜひとも、ホテルの方から日々雇用の配膳のスタッフの方々にこういう通知を、国交省、厚労省協力して出してもらって、あなたたち可能性ありますよと。半年以上勤務して、月四日以上で、ほとんどのホテルなんてコロナ以外の理由はあり得ないんだから、四月から休んでいる理由は。そういう通知を出すように厚労省から働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 今委員言われたように、ホテル、バスの業界団体に、こういうことをしっかりと周知を依頼しております。また、それに加えて職業紹介業などの団体にも周知をお願いいたしております。

これを従業員の方々に周知といいますか通知をしていただくというのは、これは法的根拠もないので強制はできませんが、しかし、ちゃんと従業員の方々にこういうことを周知をしてくださいねという要請はやってまいりたいというふうに考えております。

○山井委員 ありがとうございます。

そういう周知をしていただいたら、さっき田村大臣がおっしゃったように、あ、それだったら早目に申請しようということが可能になるんです。

それで、次の質問ですが、実はこのパンフレットにも、登録型派遣の方々についてもアルバイトのシフトと日々雇用の人と同じですと書いてあるんですね。

私、一番心を痛めているのは、コロナによる派遣切りの方々なんです。女性の方々あるいはシングルマザーの

方々で、コロナで派遣切りに遭ったとあって、もう年越せないとあって泣いておられる方は多いんです。

ついては、ここにも入っていますけれども、ぜひ、今言ったホテルの配膳とかのみならず、この休業支援金が、要は、登録型派遣の労働者でも、派遣切りに遭った方でも、コロナがなければ勤務が継続していた場合、つまり、コロナによる派遣切りに遭っても、日々雇用の労働者と同様に、半年以上、原則月四日以上の勤務の要件を満たせば休業支援金の対象になると考えるけれども、いかがでしょうか。そうであれば、そのこともぜひQアンドAに。

これは、派遣切りで登録型派遣の方は、本当にもう今一番この社会の中でつらい立場に置かれておられますので、何とかその方々についても休業支援金の対象になり得る、そういう御答弁をいただければと思います。

○田村国務大臣 登録型派遣の皆様方は非常にわかりづらいですよ。仕事がなくなったとき、それがそのまま雇用関係が失われたのか、それとも仕事があればそのままつながっているのかとか、判断は非常にしづらいと思います。

あくまでもこれは雇用されているということが前提の給付金でございますので、わかりづらいんですが、明確に言えますことは、登録型派遣の方々は、比較的、本当に解雇といいますか、仕事がなくなると失業給付をいただける方が結構おられます。失業給付をもらわれていると、残念ながら、これはもうみずからやめたということも前提でもらっておられるわけでありまして、これはもうそのまま証拠になりますよね。

ですから、その場合は対象になりませんが、そうでない限りは、判断の中において、コロナがなければ仕事があって、そしてそのまま登録型派遣として働いていたというふうに判断できれば、それは対象者でございますので、給付に向かっての手續の方は進めさせていただくということになろうと思います。

○山井委員 二〇〇九年年末、長妻厚労大臣のとき、年越し派遣村というのでやって、ことしの年末もそういうことが起こりかねませんので、ぜひとも今のこともQアンドAにまた書いていただければと思います。

それで、最後、時間がないので二つ質問をセットでしますが、年末年始、これから失業、倒産、解雇がふえかねません。そういう意味でも、この休業支援金があれば、商店の方々も首を切らずに休業という形で雇用を、十割、国の負担で継続できるんですね。

ですから、四月分の申請の締切りを三月末まで延ばしてくれというだけじゃなくて、この休業支援金の制度を、雇調金、休業手当と裏表、セットですからね。ぜひとも三月末まで延長していただきたいということと、それと、質問通告しておりませんが、もう一点だけ。

例えば、大手のホテルの配膳スタッフは休業支援金は出ない。しかし、中小のホテルの配膳スタッフは休業支援金が出るということで、私、きのうの晩十一時ぐらいに、あるホテルの配膳スタッフの女性の方の相談に乗っていたんですけども、やった、休業支援金をもらえそうだという話を十一時ぐらいにしていて、最後の最後で、そのホテル、ところで大企業ですか、中小企業ですかと聞いたら、あれわかりにくいんですよ。有名ホテルでも中小企業がありますから。だから、結局は大企業だということになって、もう泣き崩れてしまわれたわけですよ。

働いている人からしたら、五年働いていて、その企業が大企業というカテゴリーなのか中小企業なのかなんてわからないわけですから。それによって、片や六十万、七十万の休業支援金をもらえる、片やもらえないというのは余りにも不合理で差別なんで、こういう、やはり大企業であっても休業手当、雇調金、つまり、要請文を出してもそれに従わないという場合には休業支援金を中小企業並びで出す、こういうことも御検討いただきたいと思います。

最後、二問質問、よろしくをお願いします。

○とかしき委員長 申合せの時間が経過しておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 前段は、足元の状況を見ながら判断をしていかなきゃならないと思っております。どういう判断かというのは加藤前大臣がもう既に御答弁されておられますので、それを見ながら我々も、まあ、足元って、もう本当に足下になってきましたので、早急に判断しなきゃいけないと思いますけれども、検討してまいりたいと思います。

後段は、今までいろいろと山井委員のお話、前向きに私も努力をしてまいったつもりなんですけど、これは、大企業は基本的にはやはり雇調金でありまして、ここを外してしまうと、そもそも、じゃ、みんなこちらに流れてきた

ときには、もう大企業としての責任放棄という話になってまいります。

お気持ちはよくわかるんですけども、そこは例外としてつくらせていただいておりますということは御理解をいただきつつ、多分、わかり合えないんだとは思いますが、これ以上のことは申し上げられないということで御理解いただければと思います。

○山井委員 まあ、そのことは引き続き議論したいと思いますし、きょう前向きに答弁いただいた部分はぜひQ  
アンドAに加えていただければと思います。

ありがとうございました。